

ベトナム国際仲裁センター「ベトナム仲裁規則」(試訳)

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/3896>

出版情報 : 法政研究. 71 (1), pp.234-217, 2004-07-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



ベトナム国際仲裁センター「ベトナム仲裁規則」(試訳)

川 嶋 四 郎 訳

*本翻訳は、2003年夏に、「APEC諸国における債権回収訴訟・仲裁の実状に関する研究会（座長・北川俊光、関西大学法学部教授）」の一員として、ベトナムを訪問したさいに入手した資料（Rules of Arbitration of The Vietnam International Arbitration Centre at The Vietnam Chamber of Commerce and Industry [in force as from 20 August 1993]）に基づくものである。

仲裁は、一般にADRの典型と目されており、紛争解決制度においては、訴訟とADRが、いわば車の両輪のように、相互に補完し合って機能していくことが理想と考えられる。例えば、2001年6月12日の『司法制度改革審議会意見書——21世紀の日本を支える司法制度——』でも、「国民がより利用しやすい司法を実現するためには、まず司法の中核たる裁判機能について、これを拡充し、国民にとって一層利用しやすくしていくことに格別の努力を傾注すべきことは当然であるが、これに加えて、ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。」ことが明記された。ここでは、訴訟制度の充実とその機能的拡充を前提として、それと同時に、ADRの拡充が企図されたのである。

ところが、一般に、裁判制度（民事訴訟制度）の機能面に大きな問題を抱える国々では、民事訴訟制度の展開とは別個独立した形で、顕著なADR（とりわけ、仲裁法）の制度的展開が見られる。いわば、公正な紛争処理制度の実現を、そのADRが主として担っているという側面さえ見

られるのである。例えばベトナムや中国等の仲裁制度等はその典型例であり、その意味で、そこにおける仲裁規定の意義の大きさを、看取することができる。

そこで、前回（〈資料〉中国国際経済貿易仲裁委員会「金融紛争仲裁規則」『法政研究』70巻3号772頁〔2003年〕）に引き続き、今回は、ベトナム国際仲裁センター（VIAC）「ベトナム仲裁規則」の試訳を行いたい。北川教授を初め、調査・研究を共に行い、ベトナムにおける債権回収訴訟・仲裁の実状に関して貴重な意見交換を行うことができた上記研究会のメンバーの方々に、心よりお礼を申し上げたい。

本試訳は、前号に記念号が入り、そこには資料を掲載できないために、その公刊が遅れたことをお詫びしたい。なお、以下の翻訳にさいしては、便宜上、「章」を設け、「項、号」を示す数字等を付すことにした。ただし、それは、日本におけるルールと必ずしも一致するものではないことを、予めお断りしたい。訳語についても、規則中には、通例、訴訟当事者を意味する‘plaintiff’（原告）や‘defendant’（被告）等の用語も見られる。それは、私的ではあるものの、正規の裁判と並ぶ「公正な私的裁判」である旨を標榜するかのような表現としても興味深い。以下では、申立人・相手方と訳出することにした。

ベトナム国際仲裁センター仲裁規則

(Rules of Arbitration of The Vietnam International Arbitration Centre at The Vietnam Chamber of Commerce and Industry)

<目次>

序

第1章 管轄

第2章 仲裁の申立て

第3章 仲裁人の選定と任命

第4章 反対請求

第5章 事前調査

- 第6章 審理手続
- 第7章 手続の終結
- 第8章 仲裁費用およびその他の費用
- 第9章 当事者間における直接的な和解
- 第10章 最終規定

附録1 ベトナム国際仲裁センターのモデル仲裁条項

附録2 ベトナム国際仲裁センターの仲裁費用および当事者費用に関する一覧表

序

(趣旨)

第1条 本仲裁規則は、1993年4月28日にベトナム社会主義共和国政府の首相決定 (Decision No204/TTg) と共に発せられたベトナム国際仲裁センター法第2条に従って、制定されたものである。

第1章 管轄

(仲裁事件)

第2条 ベトナム国際仲裁センター(以下、単に仲裁センターと呼ぶ)は、例えば、海外貿易契約およびそれに関する投資、観光、国際的な交通および保険、技術移転、サービスの提供、国際的な信用供与および決済など、国際経済関係から生じる紛争の審理判断について、責任を有する。

(管轄)

第3条 仲裁センターは、以下に掲げるいかなる紛争に関しても、管轄権を有するものとする。

一 紛争当事者の一方が外国法人または外国人である場合、もしくは、

事情により、あらゆる紛争当事者が、外国法人または外国人である場合

- 二 紛争の発生前または発生後に、当事者が仲裁センターへの仲裁付託に同意した場合、もしくは、国際条約によって、当事者が仲裁センターへの仲裁付託に同意することを義務づけられる場合

第2章 仲裁の申立て

(仲裁手続の開始)

- 第4条 1 仲裁手続は、申立人が仲裁申立書を仲裁センターに提出することによって、開始する。
- 2 仲裁申立書の提出日は、仲裁センターの登録局がそれを受理した日付、または、郵便局の職員によって仲裁申立書が配達された場合には、地方の郵便局が封書に押した消印の日付とする。

(仲裁申立書の記載事項等)

- 第5条 1 仲裁申立書には、以下の項目を含むものとする。
- a 申立人および相手方の氏名・名称および住所・所在地
 - b 証拠によって裏付けられた重要な事実の記載を伴った原告の特定の申立事項
 - c 申立人が仲裁申立書を提出するに至った法的根拠
 - d 請求の金額
 - e 申立人が仲裁センターの仲裁人リストから選定した仲裁人の氏名、または、仲裁人が、申立人に代わって仲裁センター長により任命されるべき旨の申立人による要求
- 2 仲裁申立書は、ベトナム語または国際取引で広く用いられる外国語(英語、フランス語、ロシア語)で、記載されねばならない。

(仲裁申立書等の原本および副本)

第6条 仲裁申立書およびその附属書類は、それぞれ原本に、事件を審理する仲裁人および相手方に送付するに十分な数の副本を添えて、提出されねばならない。

(費用の支払い)

- 第7条 1 仲裁申立書の提出のさいに、申立人は、本規則の附録に添付された「ベトナム国際仲裁センターの仲裁費用および当事者費用に関する一覧表」に従って、支払うべき仲裁費用の総額を、予め支払わなければならない。
- 2 第1項に掲げた予納費用額は、ベトナム外国貿易銀行のベトナム商工会議所の口座に入金するものとする。
- 3 事前の入金を証する文書は、仲裁申立書の提出と共に、提出されねばならない。
- 4 申立人が事前に全額の支払いを行わなかった場合には、事件は、審理のために未だ受理されなかったものとする。

第3章 仲裁人の選定と任命

(相手方による仲裁人の選定等)

- 第8条 1 仲裁申立書の受理後には、仲裁センターの登録局は、相手方にその旨を通知し、かつ、仲裁申立書の副本および附属文書の副本を、仲裁人のリストと共に、相手方に送付しなければならない。
- 2 仲裁センターの受付係は、それと同時に、相手方に対して、仲裁申立書の受領の日から30日以内に、証拠を添付した上で防御方法を記した書面を仲裁センターに提出するように、求めるものとする。相手方の申立てにより、この期間は伸張することができるが、しかし、2ヶ月を超えてはならない。
- 3 相手方は、上記期間内に、仲裁人の選定を行い、かつ、それを仲裁センターに通知するか、または、申立人に代わって仲裁人を仲裁センター

長が任命するように求めなければならない。相手方が、その選定または任命を行わない場合には、仲裁センター長は、相手方に代って、仲裁人を任命するものとする。

(第三仲裁人の選任等)

- 第9条 1 当事者によって選定された仲裁人または本規則第5条および第8条の規定に従って任命された仲裁人は、共同して、仲裁センターの仲裁人リストの中から、紛争の解決のために責任をもつ仲裁廷の長としてその職務を行うべき第三仲裁人を、選任しなければならない。
- 2 仲裁人が、仲裁廷を構成する第三仲裁人を選任しなかった場合にも、仲裁センター長は、第二の仲裁人が選定された日から15日以内に、仲裁廷の長を任命しなければならない。
- 3 2人またはそれ以上の数の申立人もしくは相手方が事件に関わる場合には、同数の申立人または相手方が、1人の仲裁人の選定に同意したものとする。その選定が行われなかった場合には、仲裁センター長が、当事者に代わって仲裁人を任命するものとする。

(単独仲裁人による審理)

第10条 紛争当事者が、1人の仲裁人を選定した場合、または、両当事者の同意により、当事者に代わって仲裁センター長に仲裁人の任命を求めた場合、もしくは、何らかの事情で、仲裁センター長が当事者に代わって仲裁人を任命しなければならないとする旨の合意に到達しなかった場合には、事件は、単独仲裁人によって審理されるものとする。この種の事件では、その1人の仲裁人が仲裁廷として、その職務を行うものとする。

(忌避申立て)

第11条 1 当事者の一方は、仲裁人の公正さについて疑いを有する場合、とりわけ当該仲裁人が直接または間接に事件に関係していると主張する場合には、事件に応じて、仲裁人、仲裁廷の長または単独仲裁人に対して、忌

避を申し立てる権利を有する。それと同様に、仲裁人、仲裁廷の長または単独仲裁人は、回避を行う権利を有するものとする。忌避申立ては、審理のために、仲裁廷に送付されねばならない。各当事者は、選定後に知った事由に基づく場合には、それぞれが選定した仲裁人に対してのみ、忌避を申し立てることができるものとする。

- 2 いかなる忌避申立ても、仲裁廷の他の構成員による審理判断に服するものとする。仲裁廷の他の構成員が合意に至らなかった場合、または、事件により、2人の仲裁人または単独仲裁人に対して忌避が申し立てられた場合には、それは、終局的には、仲裁センター長によって、審理判断されるものとする。忌避が認められた場合には、本規則に従い、新たな仲裁人、新たな仲裁廷の長または新たな単独仲裁人が、選定もしくは選任されなければならない。

(仲裁人の補充等)

- 第12条 1 仲裁手続において、仲裁廷の長、単独仲裁人または仲裁人が、事件の審理に参加する地位をもはや有しなくなった場合には、本規則に従い、新たな仲裁廷の長、新たな単独仲裁人または新たな仲裁人が、選定もしくは任命されなければならない。
- 2 必要な場合には、仲裁廷は、当事者の意見を聴いて、以前の仲裁廷で審理された事項について再度の審理を行うことができる。

第4章 反対請求

(反対請求の申立て)

- 第13条 1 仲裁廷の審理に先立ち、相手方は、反対請求を申し立てることができる。反対請求は、本規則の第5条ないし第7条に規定した方式に従って、申し立てられねばならない。
- 2 反対請求の通知を受け取った日から30日以内に、申立人は、当初の仲裁申立書を審理する仲裁廷に、答弁書を提出しなければならない。

- 3 反対請求は、当初の仲裁申立書と共に、審理されねばならない。

第5章 事前調査

(事前調査の方法)

- 第14条 1 仲裁人は、正式な選定もしくは任命の後に、事件について提出された書類等の審査を行い、かつ、あらゆる適切な方法で調査を行わなければならない。
- 2 仲裁人は、一方または双方当事者の申立てにより、または、職権で、口頭での陳述を求めて個別に当事者と面接を行う権利を有する。それに加えて、仲裁人は、当事者の面前または当事者に通知を行った上で、第三者から事件に関する情報を入手することができる。
 - 3 仲裁人は、1人または複数の専門家の補助を求め、その者に特別な義務を割り当て、書面を受け取り、かつ／または、個別に口頭の陳述を聴くことができる。

(仲裁廷の権限)

- 第15条 1 仲裁廷は、事件の審理についての準備を監督し、かつ、必要な場合には、例えば、当事者に書面による説明や、証拠および関連する書類を求めるなどの措置を執ることができる。準備を完了するために付加的な措置が執られる場合には、仲裁廷は、その実施のための期限を設定するものとする。
- 2 仲裁廷の長は、仲裁センターの登録局に、審理の準備および審理への当事者の呼出しなどに関係して、一定の義務を割り当てることができる。

第6章 審理手続

(審理の期日)

- 第16条 審理の期日は、仲裁廷の長が定めるものとする。

(呼出状の送達)

第17条 紛争当事者は、審理の開始時刻および場所が明記された呼出状によって、審理に呼び出されるものとする。呼出状は、審理の期日の30日前までには、送達されねばならない。当事者間の合意がある場合には、この期間の制約は、仲裁廷の長の決定により、短縮しまたは合理的な範囲内で伸長することができる。

(審理の場所)

第18条 1 審理は、ハノイで行われるものとする。
2 当事者の申立てにより、または、必要な場合には、仲裁廷の長は、審理に関して、ベトナム国内の他の地において審理を行う旨の決定をすることができる。

(代理)

第19条 1 当事者は、本人自ら、または、弁護士資格をもち正式な書面による委任を受けた代理人を通じて、審理に出席することができる。その代理人は、ベトナム国籍を有するか否かを問わない。
2 当事者が複数の場合には、その個別の利益を防御するために、各別に弁護士に委任することができる。

(当事者の欠席と審理)

第20条 正当な理由なく一方または双方の当事者が期日に欠席した場合には、仲裁廷または仲裁人は、事件に応じて、利用できる書類およびその他の証拠に基づいて、審理を行うことができる。

(当事者の欠席と仲裁判断)

第21条 当事者が求めた場合、または、当事者の同意がある場合には、仲裁廷または単独仲裁人は、当事者が欠席したときでも、事件の申立てに基づいて仲裁判断を行うことができる。

(仲裁廷での用語)

- 第22条 1 仲裁廷は、ベトナム語で審理を行うものとする。
- 2 当事者は、自己の費用で、仲裁センターに通訳者の提供を求めることができる。

(仲裁判断の指針)

- 第23条 1 仲裁廷または単独仲裁人は、事件に応じて、当初の契約に起因して紛争が生じた場合にはその条項を勘案して、適用可能な法令および関係する国際条約に従い、国際取引の慣行を考慮しつつ、紛争を解決しなければならない。
- 2 審理の過程において、仲裁人は、自らの解釈で、客観的かつ誠実に、事件を判断しなければならない。

(非公開審理等)

- 第24条 すべての事件は、非公開の審理を行うものとする。当事者の合意がある場合には、仲裁廷は、事件に関係しない者が、審理に出席することを許可することができる。

(仲裁廷の判断方法)

- 第25条 仲裁廷の判断は、多数決の評決によって行うものとする。これに対して、少数意見は、正式に記録されるものとする。多数意見がない場合には、仲裁廷の長が、単独の仲裁人として、仲裁判断を行うものとする。

(審理の記録)

- 第26条 1 手続は、事件に応じて、審理のために任命された書記官により、記録されねばならず、かつ、仲裁廷の長または単独仲裁人が署名を行わなければならない。
- 2 記録には、以下の事項を含まなければならない。
- 一 事件の申立ての番号、

- 二 審理の場所および期日、
 - 三 紛争当事者の名前およびその代理人、
 - 四 仲裁人、書記官、専門家、証人、および、もし存在する場合には、
審理に出席したその他の者の名前、
 - 五 手続の概略、および、
 - 六 当事者によりなされた申立ておよびその陳述の要旨。
- 3 当事者は、記録の内容を知る権利を有する。当事者の1人またはすべての当事者により、記録の修正または追加が申し立てられた場合には、仲裁廷の判断に従うものとする。

第7章 手続の終結

(仲裁手続の終了)

第27条 仲裁手続は、仲裁廷の仲裁判断により、終了するものとする。

(仲裁判断の記載事項)

第28条 1 仲裁判断には、以下の事項を含むものとする。

- 一 ベトナム仲裁センターの名称、
 - 二 仲裁判断が行われた場所および年月日、
 - 三 仲裁廷を構成する仲裁人の氏名、ただし、事件によっては、単独仲裁人の氏名、
 - 四 事件内容および事件の展開の経緯
 - 五 事件、仲裁の費用およびその他の関係する費用について行われた判断内容、
 - 六 判断の根拠、および、
 - 七 複数の仲裁人の氏名、または、事件によっては、単独仲裁人の氏名、
および、事件の審理において任命された書記官の氏名。
- 2 仲裁人が、仲裁判断にその署名を怠った場合には、仲裁廷の長は、自己の署名と事件の根拠に関する付言を添えて、事件の認証を行わねばな

らない。

(仲裁判断の通知)

- 第29条 1 仲裁廷による仲裁判断は、最後の期日の後に速やかに、下されなければならない。そうでない場合には、その後に仲裁判断を下す旨を通知することができる。
- 2 仲裁判断の全文は、仲裁廷の最後の期日から少なくとも30日以内に、当事者に通知されねばならない。
- 3 特別な事件においては、仲裁廷は、第2項の規定に定める期間を伸長する旨の判断を行うことができる。

(追加的な仲裁判断)

- 第30条 1 仲裁廷は、当初下された仲裁判断のある点に関して、より一層の明確化を行いかつ十分に紛争を解決すべきことが明らかになった場合には、追加的な判断を行うことができる。
- 2 同様に、仲裁廷は、当事者の申立てまたは職権で、仲裁判断の内容または事件の性質に影響を与えることなく、誤記、書損じまたは専門用語の訂正に関する判断を行うことができる。そのような訂正または修正の判断は、当事者による費用の追加的な支払いを要することなく、当初下された仲裁判断の一部となるものとする。

(仲裁判断の執行)

- 第31条 1 仲裁廷により下された仲裁判断は、終局的なものであり、したがって、裁判所に対して不服申立てをすることができない。関係当事者は、定められた期間内に、仲裁判断を履行しなければならない。
- 2 仲裁判断が、定められた期間内に任意に履行されない場合には、仲裁判断の執行が求められた国法に従い、かつ、事件に適用になる国際条約に従い、効果的な執行方法が、執られなければならない。

(仲裁の終結決定)

第32条 仲裁廷は、仲裁の終結のための決定を下すことができる。そのような判断は、以下の事件に適用になるものとする。

- 一 申立人が、仲裁の申立てを取り下げる場合、
- 二 当事者が、仲裁廷による審理を行うことなし直接的な合意に至った場合、または、
- 三 事件に関して必要な考慮条件および判断がない場合。それには、最初の6ヶ月以内に申立人が行為を行わない場合を含む。

第8章 仲裁費用およびその他の費用

(費用等の計算)

第33条 仲裁費用の計算および分担ならびに費用の返還は、本規則に添付された「ベトナム国際仲裁センターの仲裁費用および当事者費用に関する一覧表」に従い、行うものとする。

(支払時期)

第34条 仲裁費用およびその他の費用は、当事者が仲裁判断を受領した後、速やかに支払われるものとする。

第9章 当事者間における直接的な和解

(和解の認証)

- 第35条
- 1 仲裁センターの仲裁手続において、当事者は、直接的な和解の成立を探究する場合には、仲裁廷は、以後、手続を停止しなければならない。これに対して、当事者は、仲裁センター長に、当該和解を書面で認証することを求めることができる。その認証は、仲裁判断と同一の効力を有するものとする。
 - 2 仲裁センター長は、当事者が各別に負担すべき仲裁費用を定めるもの

とする。

第10章 最終規定

(文書の送付)

- 第36条 1 仲裁センターによって送付された文書は、登録郵便その他の安全な手段によって、利害関係のある当事者に送付されねばならない。
- 2 審理の計画表は、電報、テレックス、ファクシミリによって、確認書を添えて、通知することができる。
- 3 その文書は、正式な確認を行った上で、直接当事者に送付することができる。
- 4 仲裁センターによって送付された文書は、名宛人が、受領を拒否した場合、または、地方の郵便局においてその受領を懈怠した場合にも、送付されたものとみなす。

(秘密保持義務)

- 第37条 仲裁人および仲裁センターの職員は、事件について秘密を保持する義務を負う。

(仲裁判断の登録等)

- 第38条 1 事件および仲裁判断の登録については、仲裁センターの登録局が、管理するものとする。
- 2 登録局は、申立てにより、利害関係当事人に仲裁判断の認証付謄本を交付することができる。

附録1 ベトナム国際仲裁センターのモデル仲裁条項

ベトナム商工会議所におけるベトナム国際仲裁センター (VIAC) は、契約中に VIAC への仲裁付託を欲するすべての契約当事者が、以下に記す仲裁約款を用いることを推奨する。

「本契約から生じるあらゆる紛争または本契約に関して生じるあらゆる紛争は、ベトナム商工会議所におけるベトナム国際仲裁センターによって、その仲裁規則に従い、終局的な解決がなされるものとする。」

附録2 ベトナム国際仲裁センターの仲裁費用および当事者費用に関する一覧表

1. 定義

第1 「仲裁費用」は、個々の紛争処理に関して課される費用を意味し、ベトナム国際仲裁センター (以下、単に仲裁センターと呼ぶ) の活動に関する一般的な費用 (仲裁人、法律スタッフおよび事務スタッフに支払われる報酬、事務手続の費用等) を包含するものとする。

第2 「仲裁センターの費用」は、仲裁手続に関する同センター自体の費用 (専門家や証人に支払う費用、仲裁人の旅費等) を意味する。

第3 「当事者の費用」は、仲裁センターにおいて自己の権利を保護するために当事者が負担する費用 (旅費、弁護士費用、翻訳料等) を意味する。

2. 仲裁費用

第1 仲裁費用は、請求額が表示された通貨で支払われるものとする。

第2 仲裁費用は、以下に掲げる表に従い、請求額に応じて計算されるものとする。

請求額	仲裁費用
10,000米ドルまで	500米ドル
10,000米ドルを超え 100,000米ドルまで	500米ドルに、10,000米 ドルを超える額の 2.5%を加えた額
100,000米ドルを超え 200,000米ドルまで	2,750米ドルに、 100,000米ドルを超え る額の1.5%を加えた 額
200,000米ドルを超え る場合	4,250米ドルに、 200,000米ドルを超え る額の0.5%を加えた 額

- 第3 請求が、2種類以上の通貨で申し立てられた場合には、仲裁センターは、費用の支払いに関して、1種類の通貨を決定するものとする。
- 第4 仲裁費用は、申立人が費用の全額を、ベトナム外国貿易銀行のベトナム国際仲裁センターの口座に送金した時点で、支払われたものとみなす。

口座番号：001.1.37.0271156(米ドルの場合)、または、001.1.00.0271146(ベトナム・ドンの場合)

3. 仲裁費用の一部返還

- 第1 申立人が、審理期日の呼出状の受領前に請求を取り下げた場合には、仲裁センターは、申立人に対して、仲裁費用額の75%を返金するものとする。ただし、仲裁費用の残額が、200米ドルを下回ってはならない。
- 第2 申立人が、審理期日の呼出状の受領後であって事件の最初の審理期日前に請求を取り下げた場合には、仲裁センターは、申立人に対して、仲裁費用額を50%を返金するものとする。

第3 当事者が、仲裁廷における最初の審理期日前に、仲裁判断がなされることなく和解に達した場合には、仲裁センターは、申立人に対して、仲裁費用額を25%を返金するものとする。

第4 上記第1ないし第3に規定された仲裁費用の一部返還は、手続終結決定に明記されねばならない。事件が、仲裁廷の開始前に終結した場合には、仲裁センターは、申立人に対して、仲裁費用額の75%を返金するものとする。

4. 反対請求に関する仲裁費用

本来の請求に適用される仲裁費用に関する規則は、反対請求にも適用になるものとする。

5. 仲裁費用の分配

第1 仲裁費用は、負けた当事者が負担するものとする。

第2 請求が一部認容認された場合には、仲裁費用は、認容された請求額の割合に応じて、相手方も負担するものとする。仲裁費用の残額は、原告が負担するものとする。

第3 当事者は、第1および第2の規定とは異なる内容で、仲裁費用の分配について合意することができる。

6. 仲裁センターの費用

第1 仲裁センターの費用は、上記5の規定に従い、負担されるものとする。手続の過程において、翻訳を要求する当事者は、その費用を負担するものとする。

第2 事件の審理過程において、仲裁センターは、申立人に関する費用の前払いを要求することができる。その他の場合に、仲裁センターが必要と認める場合には、一方当事者または双方の当事者にその種の前払いを要求することができる。

第3 費用の支払日または費用の前払日は、上記2の第4の規定に従い決定されることとする。

7. 当事者の費用

各当事者は、上記1の第3に規定された費用を、各自の部分について、負担するものとする。